

令和4年(行ケ)第3号 地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与(是正の指示)の取消請求事件

## 判 決 骨 子

### 1 事案の概要

5 本件は、原告(沖縄県知事)が、沖縄県宜野湾市所在の普天間飛行場の代替施設を同県名護市辺野古沿岸域に設置するための公有水面の埋立てに関し沖縄防衛局がした埋立地用途変更・設計概要変更承認申請(本件変更承認申請)につき、不承認処分(本件変更不承認処分)を行ったところ、その後、被告(国土交通大臣)が行政不服審査法(行審法)に基づき上記処分を取り消す旨の裁決(本件裁  
10 決)を行うとともに、沖縄県に対して本件変更承認申請を承認するよう是正の指示(本件是正の指示)をしたことに関し、同指示が違法無効であると主張して、地方自治法251条の5第1項に基づき、その取消しを求める事案である。

### 2 当裁判所の判断の骨子

当裁判所は、以下の(1)の判断を前提とし、本件変更不承認処分の適否につき以  
15 下の(2)から(5)までのとおり判断して、同処分には裁量権の逸脱又は濫用の違法があるとした本件是正の指示が適法であると認め、原告の請求を棄却した。

(1) 裁決と是正の指示とは、制度の目的、規律する法律関係及び法的効果を異にするものである。原告が、本件変更不承認処分の処分理由を本件是正の指示の取消しを求める本件訴訟において主張することは、本件裁決の拘束力(行審法  
20 52条)によって制限されない。(争点1)。

本件裁決に無効事由はなく(争点2)、本件裁決に重ねて本件是正の指示を行うこと自体は権限の濫用とはいえない(争点3)。

(2) 災害防止要件(公有水面埋立法4条1項第2号)に係る判断においては、海底等の地盤条件に関する情報に不確定性があることが前提とされ、また、護岸  
25 の設計については、港湾法所定の技術基準への適合性が求められ、この技術基準を具体化したものとして一般的な合理性を有する「港湾基準・同解説」が記

述する性能照査の手法等に照らして、不合理な点がないかが審査される。

軟弱地盤の判明に伴って行われた本件の設計変更の内容は、上記の手法等に沿ったものであると認められる。

原告の処分理由は、①護岸直下の最深部を含むB-27地点の力学的試験を  
5 欠くことや、②施工時の安定性照査での調整係数の設定の誤りを指摘するが、  
上記の性能照査の手法等を超えてより厳格な審査を行うものであり、裁量権の  
逸脱又は濫用がある（争点4）。

(3) 変更申請における環境保全要件（同項第2号）に係る判断においては、当初  
の承認処分において適法とされた環境保全配慮の水準につき、その見直しを必  
10 要とするような知見の進展、地域特性の変容及び工事内容の変更等をもたらす  
重要な変化の有無の審査がされる。

原告の処分理由は、①ジュゴンの生息状況の変化や、②地盤改良工事に伴う  
海底面変更範囲の拡大を指摘するが、上記の重要な変化に当たるものとは認め  
られず、裁量権の逸脱又は濫用がある（争点5）。

15 (4) 変更申請における「国土利用上適正且合理的ナルコト」（同項第1号）に係  
る判断においては、当初の承認処分において種々の考慮要素を総合考慮しその  
適合性が認められたことを前提として、各考慮要素における重要な変化の有無  
の審査がされる。

①本件変更承認申請の内容は、上記の考慮要素に重要な変化をもたらすもの  
20 ではなく、②完成までにさらに約9年1月の工程を要することになったとして  
も、普天間飛行場の危険性を早急に除去するという本件埋立事業の政策課題と  
整合しなくなったとはいえないから、第1号要件を欠くとする原告の主張は、  
合理性を欠き、裁量権の逸脱又は濫用がある（争点6及び7）。

25 (5) 埋立地の用途や設計の概要の変更に関する「正当ノ事由」（13条ノ2第1  
項）に係る判断においては、当初の承認処分が適法であることを前提として、  
変更という形式で工事内容等を変更することの可否の審査がされる。

当初の出願時における地盤に関する調査不足を理由として「正当ノ事由」を欠くとする原告の主張は、原告が当初の承認処分において専門的知見に基づく検討を経た上で災害防止要件に適合すると判断していた以上、合理性を欠き、裁量権の逸脱又は濫用がある（争点8）。